

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 11 月 30 日(金) 第 9 0 5 8 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (676) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (677) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (678) (〃) . . . . . 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (679・680) (治山砂防課) . . . . . 3
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
武本クリニック	米子市西福原四丁目9-52	平成30年11月1日

### 2 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
ファーマシィ薬局西福原	米子市西福原四丁目9-50	平成30年11月1日

## 鳥取県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
平田歯科医院	米子市淀江町淀江890	平成28年5月1日
わたなべ歯科クリニック	西伯郡南部町天方328-1	平成30年10月21日

### 2 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
クオール薬局皆生温泉店	米子市皆生温泉一丁目12-22	平成30年9月30日
クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	〃

## 鳥取県告示第678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
金光 洋	八頭郡若桜町大字若桜172	平成30年11月1日

## 鳥取県告示第679号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

卯垣四丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市卯垣二丁目462-2	1号
鳥取市卯垣字尺山286-1	2号及び3号
鳥取市卯垣字上河田85-1	4号
鳥取市卯垣四丁目465	5号
鳥取市卯垣四丁目333	6号
鳥取市卯垣四丁目337	7号
鳥取市卯垣四丁目354-2	8号
鳥取市卯垣四丁目385-13	9号

## 鳥取県告示第680号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

大畑B地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市大畑字堤見910	1号
鳥取市大畑字芳谷708	2号
鳥取市大畑字堤見439-1地先水路敷	3号
鳥取市大畑字家ノ奥698-2	4号
鳥取市大畑字最ノ上694	5号
鳥取市大畑字休谷427地先道路敷	6号
鳥取市大畑字堤見430地先道路敷	7号
鳥取市大畑字堤見437地先道路敷	8号
鳥取市大畑字堤見447-1地先道路敷	9号

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成30年11月30日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

(1) 開催日時 平成30年12月26日（水） 午前10時から午後3時まで

(2) 開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習課目

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 9,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑